

第20回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 新株予約権等の状況
 - 会計監査人の状況
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 連結計算書類
 - 連結持分変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表

第20期

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

インテグラル株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第30回新株予約権
発行決議日		2022年2月28日
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 11,350円 (1株当たり 1,135円)
権利行使期間		2024年3月23日から 2032年2月25日まで
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 1名

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	75百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、英文財務諸表監査に係る報酬5百万円が含まれております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存でおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、また取締役会の審議の充実と監督機能の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と企業価値の向上を推進することを目的としています。

監査等委員は、社外取締役3名で構成され、全取締役が専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役となっており、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るために有効な陣容が配置されているものと判断しております。なお、当社では不測の事態に備えて、補欠監査等委員2名を選任しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役9名体制（うち社外取締役5名）となっております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び「取締役会規程」に基づき、当社及び当社グループの経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。取締役会は、代表取締役パートナー山本礼二郎を議長とし、「2.会社の現況（2）会社役員の状況 ① 取締役の状況」に記載の取締役で構成しております。

また、取締役会の議案については事前に全取締役に連絡し、議事の充実に努めております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤の監査等委員2名（3名全員が社外取締役）となっており、全員が専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役となっております。監査等委員会は原則月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。

また、当社及び当社グループの取締役及び使用人へのヒアリングや実地監査を行うほか、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査責任者及び監査法人等と積極的な連携、意見交換を行っております。

なお、監査等委員会の構成員の氏名は、「2.会社の現況（2）会社役員の状況 ① 取締役の状況」に記載のとおりであります。また、議長は、常勤監査等委員の櫛田正昭が務めております。

c. 内部監査室

当社は、代表取締役パートナーが任命する内部監査責任者1名、内部監査担当者1名が監査計画に基づき監査を実施しております。監査計画は年1回以上組み、内部監査は当社及び当社グループの各部門に対して原則月次で実施し、内部監査結果について代表取締役パートナー及び監査等委員会へ適宜報告を行っております。

d. 会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e. パートナー経営会議

当社は、経営に関する重要事項（取締役会の専決事項を除く）決議のための会議体としてパートナー経営会議を設置しております。パートナー経営会議は、代表取締役パートナー、常勤取締役を含む、当社の全パートナー及びCFOで構成されており、原則として月に1回開催しております。パートナー経営会議は、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図ることとしております。

f. 投資委員会

当社グループは、プライベートエクイティ投資の投資実行をはじめとする投資に関する重要事項決議のための投資委員会を設置しております。投資委員会は、「投資委員会規程」に基づき投資委員会決議により定められる当社の取締役及び従業員で構成されており、必要と認められるときに、随時開催しております。投資委員会は、投資による有価証券等の取得、取得に関連する資金調達、有価証券等の売却、処分、投資に関する重要な契約締結、承認について協議し、投資業務執行の確認及び検討を迅速に行っております。また、投資先の定期報告等も実施しております。

なお、不動産投資事業に関する投資及び売却等については、当該事業を行う子会社であるインテグラル・リアルエステート株式会社にて設置した投資委員会において決定しております。投資委員会は、不動産投資事業のパートナー及び当社のCFOで構成されております。

g. 投資助言委員会

当社グループは、プライベートエクイティ投資の投資実行に関する助言を審議するための投資助言委員会を設置しております。投資助言委員会は、「投資助言委員会規程」に基づき投資助言委員会決議により定められる当社の取締役及び従業員で構成されており、必要と認められるときに、随時開催しております。投資助言委員会は、投資による有価証券等の取得、取得に関連する資金調達、有価証券等の売却、処分、投資に関する重要な契約締結についての助言を協議し、投資業務執行の確認及び検討を迅速に行っております。投資助言委員会の決定に基づいて、当社グループが運用する海外ファンド等に関する投資助言行為を行っております。

なお、グローバルテック・グロース投資事業のために当社グループが運用する海外ファンドの運用等に係る投資助言行為も行っておりますが、当該助言に係る投資助言委員会は、グローバルテック・グロース投資事業のパートナー及び当社のCFOにより構成されております。

h. 指名・報酬委員会

当社グループは、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、任意の指名・報酬委員会を設定しております。指名・報酬委員会は、取締役会又は代表取締役からの諮問に応じて、取締役の選任に関する事項、取締役の報酬に関する事項、及び当社グループが新規に運用を開始するファンドへの法人出資枠（合計）・役職員の個人出資枠（合計）等について審議し、取締役会又は代表取締役に答申を行っております。

i. コンプライアンス推進委員会

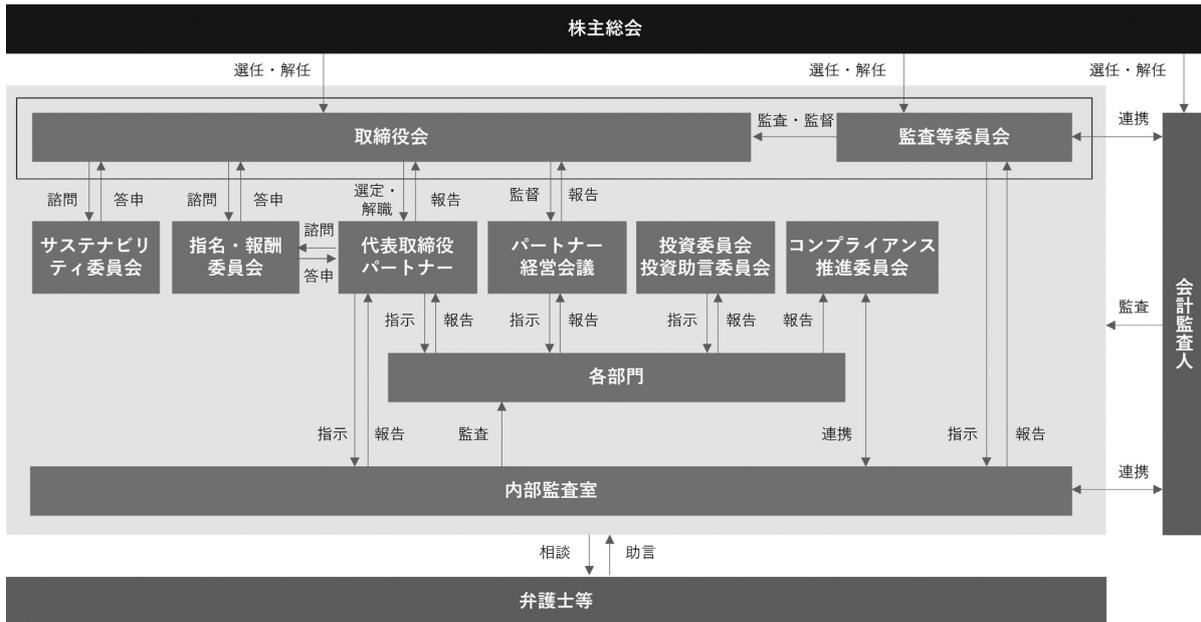
当社グループでは、コンプライアンス推進委員会を設置し、適切なリスク管理、ハラスメントの予防・対応、コンプライアンス違反の予防・対応を、経営陣の役割と責任として推進しております。コンプライアンス推進委員会は四半期に1回開催し、コンプライアンス

スに係る取組みの推進、クレーム、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。

j. サステナビリティ委員会

当社グループでは、当社グループにおけるサステナビリティ経営及びESGの観点を考慮した投資の推進を通じて企業価値の持続的向上に資することを目的として、取締役会の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、半期に1回開催し、サステナビリティに関する基本方針の策定及び改定、マテリアリティに関する指標・目標の設定・見直し及び進捗管理、ESG規程・ESG投資方針及び関連する業務への対応等を行います。

当事業年度末現在、当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

当社グループは、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その態様は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社は、世界に通用する日本型企业改革を実現すべく経営理念『Trusted Investor』の具現化を事業経営の根幹と捉え、法令等を遵守し経営の透明性・効率性を高めるとともに、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ることを目指す。当社は、内部統制システムの構築・運用が重要な経営課題であるとの認識のもと、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定める。今後、不断の見直しによってその改善を図っていくこととする。

b. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コンプライアンスに関する総括責任者は「コンプライアンス管理規程」に定めるチーフ・コンプライアンス・オフィサー1名をもって充てるものとし、コンプライアンス推進委員及びコントローラー室がその補佐にあたる。

(b) 法令及び社会倫理の遵守に対する取締役及び使用人の意識向上及びその徹底を図るため、当社の事業規模及び人員構成・組織体制を勘案して、コンプライアンスに関する基本方針及び諸規程等を定め、社内に周知し、その運用の徹底を図る。

(c) 当該総括責任者は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(d) 社外取締役（監査等委員である取締役を含む）を招聘することにより、取締役会に独立かつ客観的な意見を取り入れ、意思決定・監督機能の一層の充実を図る。また独立性の強い社外の監査等委員により、業務執行の適法性・妥当性の監視を行うものとする。

- c. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、コントローラー室がその補佐にあたる。
 - (b) 当該情報の保存及び管理については「文書管理規程」及び情報セキュリティに関する規程等を定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに適切に整理・保存する。
 - (c) 取締役が常時、当該情報を閲覧できるよう適切な状態を維持する。
 - (d) 「文書管理規程」その他の関連諸規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。
- d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理に関する総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、コントローラー室がその補佐にあたる。
 - (b) 当該総括責任者は、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、情報セキュリティに関する規程、インサイダー取引に関する規程、投資の実行に関する規程、投資先のモニタリングに関する規程等リスク管理規程を整備し、これに基づきリスク管理体制を構築する。
 - (c) コントローラー室は、関連諸規程に基づき必要に応じて、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのマニュアルやガイドラインを制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等を通じてリスク管理体制を確立する。
- e. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の効率性に関しての総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、コントローラー室がその補佐にあたる。
 - (b) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会のほか、パートナー全員及びCFOで構成されるパートナー経営会議、営業上の投融资に係る決裁機関としての投資委員会等を設置する。
 - (c) 取締役会は、経営計画、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - (d) パートナー経営会議は、取締役会で決議された方針に従い、具体的に経営計画を進めるための決定を行う。
 - (e) 取締役会において定期的に各取締役にその遂行状況を報告させ、全社的及び個別的な施策並びに効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。
 - (f) 取締役会及びパートナー経営会議等の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等により、適切な権限委譲が行える体制を構築する。
- f. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の管理に関する規程等を定め、当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するため、以下の体制を構築する。
 1. 子会社からの定期的な事業、コンプライアンス体制及びリスク管理体制に関する当社への報告に関する体制
 2. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 3. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 4. 子会社に対する内部監査を行う体制
 - (b) 子会社におけるコンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制及び効率性確保体制の管轄及び責任者は「関係会社管理規程」に定めるものとする。
- g. 監査等委員会は、定期監査及び特命監査を実施する内部監査室と共同して、監査に対する体制の確保を図る

- h. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を任命するものとする。
- (b) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮・監督及び人事考課等に関する権限は監査等委員会に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとして、その独立性を確保する。
- i. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及び不祥事や法令・定款違反行為等の重大な不正行為を認知した場合のほか、取締役会及びパートナー経営会議の付議事項・決議事項・報告事項、重要な会計方針及びその変更、内部監査の結果、その他必要な重要事項を、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
- j. 監査等委員会に当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に対して、その報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
- k. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行に伴う費用の前払等を請求したときは、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を支払うものとする。
- l. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (b) 監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換会を開催するほか、「監査等委員会規程」に基づく独立性と権限により、内部監査室と共同して監査の実効性を確保するとともに、コントローラー室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- m. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理関連規程を整備するとともに、内部統制システムの整備を行い、このシステムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば是正していく体制を構築する。
- n. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社は、市民社会の秩序や企業の健全な活動及び安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本姿勢とする。また、当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、反社会的勢力との関係遮断に関する規則に基づき、組織として対応し、警察、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）その他反社会的勢力等排除のための外部専門機関との連携を行う。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、持続的な成長を確保するため「コンプライアンス管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、代表取締役パートナー（若

しくは代表取締役パートナーにより任命された者)を委員長とするコンプライアンス推進委員会を原則として四半期に1度開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

⑤ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役の定数は15名以内、監査等委員である取締役4名以内とする旨、定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の兼任

当社グループは、プライベートエクイティ投資事業の投資先企業の価値向上のため、i-Engine機能としての投資プロフェッショナルを投資先企業の役職員として派遣し、戦略、管理及び財務等の多方面での支援を行っております。そのため、当社の取締役が投資先の役員を兼任していることが一般的です。

連結持分変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	自己株式	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
当期首残高	7,634	6,421	43,574	0	△6	57,624	9	57,634
当期利益(△は損失)	-	-	6,077	-	-	6,077	△4	6,073
その他の包括利益	-	-	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	6,077	-	-	6,077	△4	6,073
株式報酬取引	-	-	-	0	-	0	-	0
新株予約権の行使	-	0	-	△0	-	△0	-	△0
新株予約権の失効	-	-	0	△0	-	△0	-	△0
配当金	-	-	△1,318	-	-	△1,318	-	△1,318
自己株式の取得	-	-	-	-	△0	△0	-	△0
自己株式の処分	-	37	-	-	1	38	-	38
所有者との取引合計	-	37	△1,318	△0	1	△1,279	-	△1,279
当期末残高	7,634	6,459	48,333	0	△4	62,422	5	62,428

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

当社はIFRS第10号「連結財務諸表」（以下、「IFRS第10号」という。）が定める投資企業に該当するため、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する、投資企業ではない子会社を連結の対象としています。投資企業に該当する子会社については、純損益を通じて公正価値で測定しております。

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	50社
主要な連結子会社の名称	インテグラル・パートナーズ株式会社 インテグラル・リアルエステート株式会社 インテグラル・グローバルテック・パートナーズ株式会社 インテグラル投資株式会社 インテグラル投資アルファ株式会社 Integral Partners (Cayman) II (A) Limited Innovation Partners Alpha Limited Innovation Partners Alpha IV Ltd. Initiative Partners Delta IV Ltd. Innovation Partners Alpha V Ltd. Initiative Partners Delta V Ltd. Infinity Partners Gamma V Ltd. Innovation GlobalTech Partners Alpha GP Ltd
連結子会社の範囲の変更	当連結会計年度において新たに設立したインテグラル・グローバルテック・パートナーズ株式会社、Innovation GlobalTech Partners Alpha GP Ltd及びその他7社を連結子会社の範囲に含めております。また、清算終了した1社を連結子会社の範囲から除外しております。

(2) 公正価値で評価している子会社の状況

公正価値で評価している子会社の数	56社
主要な公正価値で評価している子会社の名称	インテグラル2号GP投資事業有限責任組合（注） インテグラル3号GP投資事業有限責任組合（注） インテグラル4号GP投資事業有限責任組合（注） インテグラル5号GP投資事業有限責任組合（注） ICT5投資事業組合（注） Innovation Alpha IV Special L.P.（注） インテグラル・リアルエステート1号投資事業有限責任組合 インテグラル・リアルエステート1号役員投資事業有限責任組合（注） Innovation GlobalTech Partners Alpha LP インテグラル・ブランド株式会社 株式会社ヨウジヤマモト イトキン株式会社

公正価値で評価している子会社の範囲の変更

当連結会計年度において新たに設立したICT5投資事業組合、インテグ
ラル・リアルエステート1号投資事業有限責任組合、インテグラル・リ
アルエステート1号役員投資事業有限責任組合、Innovation
GlobalTech Partners Alpha LP及びその他25社を公正価値で評価して
いる子会社の範囲に含めております。また、清算終了した2社を公正価
値で評価している子会社の範囲から除外しております。

(注) これらのピークルは、クローズド・エンドの組合形態により、当社グループの役職員が出資を行っ
ているピークル（役職員出資ピークル）であります。

3. 持分法の適用に関する事項

当社はIFRS第10号が定める投資企業に該当するため、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理
サービス等）を提供する、投資企業ではない共同支配企業を持分法の適用対象としています。投資企業に該当
する共同支配企業については、純損益を通じて公正価値で測定しております。

(1) 持分法を適用した共同支配企業の状況

持分法を適用した共同支配企業の数 1社

主要な持分法を適用した共同支配企業の名称

Granite Integral Capital Pte. Ltd.

持分法を適用した共同支配企業の範囲の変更

当連結会計年度においてGranite Asia Capital Pte. Ltd.と共同して新
たに設立したGranite Integral Capital Pte. Ltd.を持分法を適用した共
同支配企業の範囲に含めております。

(2) 公正価値で評価している共同支配企業の状況

公正価値で評価している共同支配企業の数 1社

主要な公正価値で評価している共同支配企業の名称

Granite Integral Investments

公正価値で評価している共同支配企業の範囲の変更

当連結会計年度においてGranite Asia Capital Pte. Ltd.と共同して新
たに設立したGranite Integral Investmentsを公正価値で評価している
共同支配企業の範囲に含めており、連結財政状態計算書上、ポートフォ
リオへの投資として計上しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社により支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じ
る変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リ
ターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなりま
す。

連結される子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、当社の連結計算書類に含まれて
おります。連結グループ内の債権債務残高及び取引、並びに連結グループ内取引によって発生した未実現
損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

当社は、IFRS第10号が定める投資企業に該当します。

従って、子会社は連結の対象ではなく、純損益を通じて公正価値により測定しています。

ただし、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する投資企業ではない
子会社については、連結の対象としています。

当社は様々なタイプの子会社を有しており、当社の子会社が有する機能に照らして、IFRS第10号にお
ける取扱いを毎期見直しています。

当社の子会社の主なタイプと取扱いは以下のとおりです。

- (i) 主に当社の投資管理サービスの延長となる業務を実施し、投資先企業への直接投資を実施していない子会社は、連結の対象としております。
- (ii) 当社、役員及び投資家等からの出資を受け、投資を実施し、利益の分配を行う子会社は、投資企業に該当するため、純損益を通じて公正価値で測定しております。
- (iii) 投資先企業に対して直接投資を実施している子会社は投資企業に該当するため、純損益を通じて公正価値で測定しております。
- (iv) 当社が支配している投資先企業は、純損益を通じて公正価値で測定しております。

② 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当社グループがその企業の財務及び経営方針に対して、重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業をいいます。IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の定めに従い、当社グループが他の企業の議決権の20%以上、50%以下を保有する場合、当該他の企業に対して重要な影響力があると推定されます。共同支配企業とは、当社グループを含む複数の当事者が取決めに對する契約上合意された支配を共有し、関連性のある活動に関する意思決定に際して、支配を共有する当事者の全員一致した合意を必要としており、かつ、当社グループが当該取決めの純資産に対する権利を有している企業をいいます。

当社はIFRS第10号が定める投資企業に該当します。

従って、関連会社及び共同支配企業は、純損益を通じて公正価値により測定しております。

ただし、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する投資企業ではない関連会社及び共同支配企業については、持分法によって会計処理しております。

(2) 収益認識

当社グループは主としてプライベートエクイティ投資事業を運営しており、ファンドを組成して外部投資家から募集した資金の運用を行っております。これらのファンドから管理報酬及びキャリドインタレストを受領する他、無限責任組員としてこれらのファンドへの投資や投資先企業への経営支援も行っております。また自己資金による投資ポートフォリオへの投資を行い運用益の獲得を行っております。ファンドからの管理報酬、キャリドインタレスト及び投資先企業への経営支援料の各収益項目の認識については、<収益認識に関する注記>に記載のとおりであります。

(3) 金融商品

① 認識及び認識の中止

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識しております。

金融資産の通常の方法による売買はすべて、取引日基準で認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、市場における規則又は慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しが要求される金融資産の購入又は売却をいいます。なお、非上場有価証券等を相対で売買する取引については、一般的に取引の実行に様々な前提条件が課されるため、それらの条件を充足し取引が最終的に完了した時点を取引日としております。

② 分類及び事後測定

(i) 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」又は「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、「FVTPLの金融資産」という。）」に当初認識時に分類しております。当社グループはIFRS第10号が定める投資企業に該当し、その投資ポートフォリオについては、原則としてFVTPLの金融資産として分類しております。

なお、FVTPLの金融資産について、当社グループの非子会社運用ファンド、IFRS第10号の定めにより公正価値で評価している子会社のそれぞれを通じて受領している配当は、連結損益計算書の「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」、「公正価値で評価している子会社の公正価値変動」にそれぞれ含めて計上しております。

(ii) 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債には、借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金、営業債務及びその他の債務等が含まれ、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

③ 公正価値測定

当社グループは、金融資産又は金融負債に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産又は金融負債に関する市場が活発でない場合、当社グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、類似の金融資産又は金融負債の現在の公正価値の参照、割引将来キャッシュ・フロー法及びオプション価格算定モデルが含まれます。市場参加者が金融資産又は金融負債の価格決定のために用いている評価技法があり、信頼性のある見積公正価値を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法の妥当性を確保するために、当社グループは、定期的に観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、有効性を検証しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 有形固定資産

有形固定資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体、除去及び原状回復費用が含まれておりません。

土地等の償却を行わない資産を除き、有形固定資産は見積耐用年数にわたり、定額法により減価償却を行っております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ① 建物及び附属設備：2年～9年
- ② 工具器具備品：2年～10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日において見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(6) 無形資産

無形資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

耐用年数を確定できない無形資産を除き、無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア：5年

有限の耐用年数を有する無形資産の償却方法及び耐用年数は毎期末日において見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(7) 非金融資産の減損

当社グループは期末日において、繰延税金資産を除く非金融資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを判定し、減損の兆候が存在する場合には当該資産の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。

耐用年数の確定できない無形資産は償却を行わず、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。資金生成単位については、資産が他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小単位の資産グループとし、原則として各社としています。

(8) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブの付与を目的としてストック・オプション制度を導入しています。株式報酬の付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり、人件費として認識し、同額を資本の増加として認識しています。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しています。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

(9) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本で直接認識される項目を除き、純損益で認識しております。

当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を使用して、税務当局に納付（又は税務当局から還付）される予想額で算定しております。

繰延税金費用は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時的な差異について認識しております。また予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社への投資に係る将来減算一時差異については、繰延税金資産を認識しておりません。繰延税金資産及び繰延税金負債は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる将来課税所得が稼得される可能性が高いものに関し繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産は毎期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。

子会社への投資に係る将来加算一時差異についても繰延税金負債を認識しております。ただし、一時差異の解消時期を当社グループがコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識しておりません。

一方、そのような投資に関連する将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得がある可能性が高く、予測可能な将来の期間に解消する可能性が高い範囲でのみ認識しております。

(10) 資本

① 資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、資本金及び資本剰余金に計上しております。また、その発行に直接起因する取引費用は資本から控除しております。

② 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本からの控除項目として認識しております。

自己株式を処分した場合には、帳簿価額と処分時の対価との差額を資本剰余金として認識しております。

<会計上の見積りに関する注記>

IFRS会計基準に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

(非上場有価証券の公正価値評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資	53,191百万円
ポートフォリオへの投資	10,154百万円
公正価値で評価している子会社への投資	43,037百万円
ポートフォリオへの投資の公正価値変動	2,035百万円
公正価値で評価している子会社の公正価値変動	1,969百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場有価証券の公正価値評価

当社は、当社グループが運営するファンドを通じて又は直接的に、非上場有価証券に対する投資を行っております。こうした非上場有価証券に対する投資の評価は、重要な判断を伴います。

非上場有価証券の公正価値の評価は、当社が属する業界において標準的に利用されるInternational Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines並びにIFRS第13号「公正価値測定」及びIFRS第9号「金融商品」に準拠して実施しております。ただし、当該手法により算定した公正価値は将来の不確実な経済条件の変動による影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローや割引率が見積りと異なった場合には、投資ポートフォリオの売却による実際の実現価額に重要な差異が発生し、それにより当社グループの業績及び純資産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

見積りの重要性を踏まえ、非上場有価証券については、<金融商品に関する注記>「3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項」に記載のとおり、取締役会に報告された評価方針及び手続きに基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っており、評価結果は、財務経理責任者であるCFO&コントローラーによりレビューされ、承認されております。

<連結財政状態計算書に関する注記>

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。なお、対応する債務は投資ポートフォリオの債務であるため、当社の連結計算書類に計上されておられません。

担保提供資産

投資

ポートフォリオへの投資 2,673百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 309百万円

3. 偶発債務

経営指導念書等

当社グループは、当社グループの一部の投資先の資金調達に関連して、信用補完のため、投資先の財政状態の支援が可能な体制があること、取引先との適切な業務遂行の管理・監督を行うこと等を約した経営指導念書等を投資先の取引先等に対して差入れています。

経営指導念書等の差入先	経営指導念書の対象とする債務
投資先（注）の取引先	1,489百万円

(注) 当社グループの投資先

<連結持分変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 34,975,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月10日 取締役会	普通株式	742	22.00	2024年12月31日	2025年3月25日
2025年7月14日 取締役会	普通株式	575	17.00	2025年6月30日	2025年8月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	680	20.00	2025年12月31日	2026年3月25日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 997,600株

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、当社グループが管理運営するファンドへの出資の他、プリンシパル投資として主として株式投資を行っております。これらのための資金は、自己資本の他、銀行借入等により調達しております。

また、デリバティブ取引は行っておりません。

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・市場リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(2) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループにおける金融資産は主に当社グループが運営するファンドへの立替金、未収入金、キャリドインタレストに関する売掛金及び投資先への立替金及び経営支援料に関する売掛金であります。当社グループが運営するファンドについては、資金管理を当社グループが行っているため、信用リスクは軽微であります。投資先に関しては継続的に資金状況をモニタリングすることで信用状況を管理する体制としております。

また、当社グループが使用するオフィスにつき賃貸借契約に基づく賃借を行っており、敷金保証金は取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めておりますが、取引先の信用リスクに晒されております。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

上記金融資産について、過年度より期日経過、減損及び貸し倒れが発生した事実はなく、当連結会計年度末においても当該計上を懸念すべき事実は認識されておりません。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(4) 市場リスク管理

① 価格変動リスク

当社グループは、当社グループが運営するファンド等を通じて又は直接的に国内の上場有価証券及び国内外の非上場有価証券等に対する投資を行っていることから価格変動リスクに晒されております。当社グループは、投資評価委員会等において投資先について定期的に報告をし、モニタリングすることで価格変動リスクを管理しています。

② 金利リスク

当社グループの保有する金融商品については、金利変動が将来キャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には、割引将来キャッシュ・フロー法、又はその他の適切な評価技法により見積もっております。

営業債権及びその他の債権

満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

貸付金及び公正価値で評価している子会社への貸付金

一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により公正価値を測定しております。なお、返済日までの期間が短期であるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

ポートフォリオへの投資、公正価値で評価している子会社への投資

市場性のある有価証券の公正価値は、市場価格を用いて見積もっております。非上場株式等の市場価格のない有価証券については、割引将来キャッシュ・フロー法、類似会社比較法、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル等の適切な評価技法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上で当該公正価値に対する当社グループの持分相当額を公正価値としております。

その他の金融資産

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

営業債務及びその他の債務

満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法や、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを、新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引く方法により公正価値を測定しております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(2) 金融商品の分類及び公正価値

2025年12月31日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結財政状態計算書計上額	公正価値	差額
	百万円	百万円	百万円
資産：			
償却原価で測定される金融資産			
営業債権及びその他の債権	901	901	－
貸付金及び公正価値で評価している子会社への貸付金	2,497	2,473	△23
その他の金融資産	265	262	△2
FVTPLの金融資産			
投資	57,711	57,711	－
ポートフォリオへの投資	14,673	14,673	－
公正価値で評価している子会社への投資	43,037	43,037	－
負債：			
償却原価で測定される金融負債			
営業債務及びその他の債務	983	983	－
借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金	3,407	3,412	5

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（無調整）

レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット

レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

金融資産及び金融負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

連結財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資				
ポートフォリオへの投資	4,519	－	10,154	14,673
公正価値で評価している子会社への投資	－	－	43,037	43,037
金融資産合計	4,519	－	53,191	57,711

当連結会計年度において、レベル1とレベル2間の振替はありませんでした。

連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年12月31日）

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	－	901	－	901
貸付金及び公正価値で評価している子会社への貸付金	－	2,473	－	2,473
その他の金融資産	－	262	－	262
金融資産合計	－	3,637	－	3,637
営業債務及びその他の債務	－	983	－	983
借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金	－	3,412	－	3,412
金融負債合計	－	4,395	－	4,395

(2) レベル3に分類される金融商品

レベル3に分類される金融商品については、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っております。

評価結果は、財務経理責任者であるCFO&コントローラーによりレビューされ、承認されております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品について、経常的な公正価値測定に用いた評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する情報は次のとおりであります。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	公正価値	評価技法	観察可能でないインプット	範囲
ポートフォリオへの投資及び公正価値で評価している子会社への投資	53,191百万円	マーケットアプローチ及びインカムアプローチ	EV/EBITDA倍率 加重平均資本コスト	5.1x-12.9x 5.7%-12.4%

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される金融商品の公正価値のうち、マーケットアプローチ及びインカムアプローチ（内容については<金融商品に関する注記>「2. 金融商品の公正価値等に関する事項（1）公正価値の算定方法」における「ポートフォリオへの投資、公正価値で評価している子会社への投資」に記載しております。）で評価される「ポートフォリオへの投資」及び「公正価値で評価している子会社への投資」の公正価値は、EV/EBITDA倍率の上昇（下落）により増加（減少）し、加重平均資本コストの上昇（下落）により減少（増加）致します。

レベル3に分類される金融商品について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定されておりません。

レベル3に分類された金融資産及び金融負債の増減は次のとおりであります。
当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

	金 融 資 産		
	F V T P L の 金 融 資 産		合 計
	ポートフォリオへの投資	公正価値で評価している子会社への投資	
2025年1月1日残高	百万円 6,425	百万円 35,196	百万円 41,622
購入及び出資等	10,961	10,853	21,814
売却、償還及び分配等	△9,265	△1,889	△11,154
利得又は損失（注1）	2,035	1,969	4,005
純損益	2,035	1,969	4,005
その他の包括利益	—	—	—
レベル3からの振替（注2）	△3	△3,092	△3,096
2025年12月31日残高	10,154	43,037	53,191
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動（注3）	2,035	1,969	4,005

（注1）純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書の「投資売却による実現利益（△は損失）」、「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」、「公正価値で評価している子会社の公正価値変動」に含めております。なお、上記の他に、連結損益計算書の「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」には、レベル1に分類される上場株式の公正価値変動が含まれております。

（注2）上場等により公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによるレベル1への振替であります。

（注3）報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動は、純損益に認識した利得又は損失の金額から、純損益に認識した利得又は損失のうち連結損益計算書の「投資売却による実現利益（△は損失）」に含まれている金額を控除した金額であります。

<収益認識に関する注記>

1. 収益の分解

当社グループは、主としてプライベートエクイティ投資事業分野において事業活動を行っております。投資収益総額の分解及び投資事業の顧客との契約に基づき分解した収益は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	百万円
投資売却による実現利益 (△は損失)	0
ポートフォリオへの投資の公正価値変動	2,350
投資売却による実現利益 (△は損失)	67
投資評価による未実現利益 (△は損失)	2,282
公正価値で評価している子会社の公正価値変動	1,969
配当	48
投資ポートフォリオからの受取利息	32
投資収益総額	4,400
受取管理報酬	7,553
キャリドインタレスト	1,364
経営支援料	332
その他の営業収益	4
顧客との契約から生じる収益	9,255
収益	13,655

(1) 投資売却による実現利益 (△は損失)

投資売却による実現利益 (△は損失) は、当社が直接投資をした投資ポートフォリオの売却により受領する対価の公正価値から、売却した会計期間の期首時点における当該投資ポートフォリオの公正価値及び売却に直接関連する手数料等の合計額を控除した金額で測定しております。

(2) ポートフォリオへの投資の公正価値変動

① 投資売却による実現利益 (△は損失)

当社グループの非子会社運用ファンドが投資をした投資ポートフォリオの売却により受領する対価の公正価値から、売却した会計期間の期首時点における当該投資ポートフォリオの公正価値及び売却に直接関連する手数料等の合計額を控除した金額で測定しております。

② 投資評価による未実現利益 (△は損失)

期末時点で保有する投資ポートフォリオの会計期間の期首時点と期末時点における公正価値の変動額で測定しております。

(3) 公正価値で評価している子会社の公正価値変動

公正価値で評価している子会社の公正価値変動は、IFRS第10号により投資企業に分類される子会社の公正価値の変動額で測定しております。

(4) 配当

配当は、当社及び連結子会社が直接投資をした投資先企業からの配当であり、株主として配当金を受領する権利が確定した時点で計上しております。

(5) 投資ポートフォリオからの受取利息

投資ポートフォリオからの受取利息は、契約上の金利条件に基づき、期間の経過に従って認識しております。

(6) 受取管理報酬

受取管理報酬は、当社グループが運営する顧客としてのファンドとの契約に従い、原則として、顧客たるファンドの存続期間にわたり投資管理サービスを提供し、その投資サービスの提供という単一の履行義務を履行すると同時に顧客が便益を受け取ることから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）に準拠し、原則として期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。受領する管理報酬について、組合契約の定めに従い、ファンドの投資期間においてはそのファンドの出資約束金額総額に一定率を乗じて算定され、投資期間終了後の期間においてはファンドにおける投資残高に一定率を乗じて算定される変動対価です。各報告日に、取引価格を見直し、不確実性が解消された金額のみを取引価格に含めます。具体的には、ファンドの運用資本に対して一定（1.85%～2.0%/年）の管理報酬とし、取引の対価は主として3ヶ月ごとに前払いで受領し、翌四半期中にサービスを提供する対価として配分されます。重大な金融要素は含んでおりません。履行義務が期末時点で充足されていないサービスについては対価を前受金として計上し、契約負債に含めております。

(7) キャリードインタレスト

当社グループは当社グループが運営するファンドの無限責任組合員として、組合契約に従い、当社グループが運営する顧客としてのファンドに対し投資管理サービスを提供し、ファンドの運用実績に応じキャリードインタレストを受領します。具体的には、ファンド投資先企業から稼得された収益から投資額及び組合費用等を除いたファンド利益がハードルレート（出資履行金額に対して年率8%）を超過した場合に限り、それまでのファンド利益累計額の20%を上限としてファンドから変動対価として受領します。

キャリードインタレストは、ファンドの運用開始時からIFRS第15号に準拠し、組合契約に定められたハードルレートを上回る分配を行うことが確実になった場合に権利が確定し、その時点で履行義務が充足され、重大な減額（クローバック）が生じない可能性が高い限りにおいて収益が認識されます。

なお、重大な減額が発生しない可能性の評価については、残存するファンド投資先企業の公正価値を参考に、ファンドの残存期間における、EXITによる収益及びファンドの運用費用、清算費用を見積ることにより、将来のファンド損益に重大な損失が発生し、キャリードインタレストに対する重大な減額が発生するリスクを評価しております。重大な減額が発生しない可能性の評価は、キャリードインタレストが発生した各ファンドについて行っております。

(8) 経営支援料

当社グループは、投資実行後、必要に応じ経営支援契約を締結し、投資先企業に当社グループのメンバーを派遣、短期及び中期の経営上、戦略上の施策を推進するために投資先企業を支援しております。経営支援料は、顧客としての投資先企業との契約に従い、契約期間にわたり経営支援サービスを提供することから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、IFRS第15号に準拠し、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。対価となる報酬額は個々の投資先企業との契約において決定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。顧客との契約資産の残高はございません。

当社の連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は、営業債権及びその他の債権に表示しており、契約負債は、前受金に表示しております。

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	百万円 473
契約負債	1,842

契約負債は、主に当社グループが運営するファンドへの投資関連サービスの提供から発生する、主として各四半期ごとに受領する管理報酬の前受金であります。当連結会計年度期首時点の契約負債の残高は、すべて当連結会計年度に収益として認識されております。

3. 未充足の履行義務に配分した取引価格

(1) 受取管理報酬

当社グループが運営するファンドとの契約に従い、受領する管理報酬は、原則として、ファンドの投資期間においてはそのファンドの出資約束金額総額を基礎として算定され、投資期間終了後の期間においてはファンドにおける投資残高を基礎として算定されます。当社グループが運営するファンドの投資期間及び存続期間並びに投資残高は投資の進捗状況、市場環境、投資及び売却の機会等に左右されます。従って、将来の収益計上時期及び取引価格は不確実であり、信頼性をもって見積めることは困難であります。そのため、受取管理報酬にかかる未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。なお、ファンドの投資期間及び存続期間の期限は、原則として、ファンドの効力発生日又は最終クロージング日の5年後に当たる日、10年後に当たる日です。

(2) キャリードインタレスト

当社グループは、当社グループが運営するファンドの無限責任組合員として、ファンドの運用実績に応じた変動対価により、キャリードインタレストを受領します。キャリードインタレストは、ファンドの運用益に応じて算出され、市場環境、投資先のパフォーマンス等に左右されます。従って、将来の収益計上時期及び取引価格は不確実であり、信頼性をもって見積めることは困難であります。そのため、キャリードインタレストにかかる未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。

(3) 経営支援料

当社グループは、投資先企業との契約に従い、経営支援サービスを提供することにより経営支援料を受領します。経営支援料の履行義務は概ね1年以内に充足されます。そのため、当社グループはIFRS第15号で認められている実務上の便法を適用し、経営支援料にかかる未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。

4. キャリードインタレスト

キャリードインタレストは、ファンドの運用開始時からIFRS第15号に準拠し、当社グループが運営するファンドが投資家に対し、組合契約に定められたハードルレートを上回る分配を行い、当社グループが組合契約に従いキャリードインタレストを受領する権利が確定した時点で計上しており、将来獲得が見込まれるキャリードインタレストについては、連結財政状態計算書及び連結損益計算書に計上しておりません。当社グループが運営するファンドが各報告日時点で終了、清算され、ファンドの保有する投資がすべて公正価値で処分されたと仮定した場合に、当社グループが獲得すると見込まれるキャリードインタレストの金額は以下のとおりであります。なお、以下の当社グループによる獲得見込のキャリードインタレストの計算にあたり、当社グループの役職員が出資を行う、キャリードインタレストを受領するファンドにおいて退職等により脱退した組合員の持分とのキャリードインタレストの配分の調整がないものと仮定して計算しております。また、以下の当社グループによる獲得見込のキャリードインタレストは、連結損益計算書における計上に合わせ、当社グループに帰属する純額を記載しております。

当社グループによる獲得見込のキャリドインタレスト

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	百万円 23,720
期中増減額	12,765
期中に認識されたキャリドインタレスト	△1,364
期末残高	35,120

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
獲得が見込まれるキャリドインタレスト累積額	百万円 56,588
既に認識したキャリドインタレスト累積額	21,468
将来認識すると見込まれるキャリドインタレスト (クローバック控除後)	35,120

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,833円89銭
2. 基本的1株当たり当期利益	179円48銭
3. 希薄化後1株当たり当期利益	172円42銭

<重要な後発事象に関する注記>

(グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割、並びに定款の一部変更(商号及び事業目的の変更))

当社は、2026年2月10日の取締役会において、当社をグループの統括会社としてグループ内の組織再編を行うため、2026年10月1日(予定)を効力発生日として、(i)当社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル・グループ株式会社(以下、「分割準備会社①」という。)を吸収分割承継会社とした吸収分割(以下、「吸収分割①」という。)を行うため、分割準備会社①との間で吸収分割①に関する吸収分割契約(以下「吸収分割契約①」という。)を締結すること、及び(ii)当社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル分割準備株式会社(以下、「分割準備会社②」という。)を吸収分割承継会社とした吸収分割(以下、「吸収分割②」といい、吸収分割①と総称して「本吸収分割」という。)を行うため、分割準備会社②との間で吸収分割②に関する吸収分割契約(以下「吸収分割契約②」といい、吸収分割契約①と総称して「本吸収分割契約」という。)を締結することを決議致しました。

また、当社は、吸収分割①の効力発生日と同日(2026年10月1日)付(予定)で、当社の商号をインテグラル・グループ株式会社に商号変更するとともに、その事業目的をグループ統括会社体制移行後の事業に合わせて変更する定款変更(以下、「本定款変更」という。)を行うことを同日付で決定しております。なお、分割準備会社①として設立した現・インテグラル・グループ株式会社は、効力発生日までの商号保全も企図して同名で設立した準備会社になり、同日をもって別の商号への変更を予定しています。

本吸収分割は、いずれも、当社が100%出資の子会社に対して一部事業を承継させる吸収分割であります。

吸収分割①は、2026年3月24日開催予定の第20回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)において吸収分割契約①の承認に係る議案及び本定款変更に係る議案が承認可決されること、吸収分割②の効力が生ずること並びに所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、吸収分割②は、吸収分割①の効力が生ずること及び所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、それぞれ実施する予定です。また、本定款変更は、本定時株主総会において本定款変更に係る議案が承認可決されること及び吸収分割①の効力が生ずることを条件として実施する予定です。

1. 本吸収分割の目的

当社グループは設立以来、経営理念である「Trusted Investor=信頼できる資本家」を目指し、世界に通用する日本型企業改革、すなわち資本家たるファンドと経営者が強い信頼関係の下に協力し合う変革の実現に貢献することをミッションとして、プライベートエクイティ(以下「PE」という。)投資を行ってまいりました。PE投資ファンドとしては、これまで5つのファンドシリーズを組成・運用してきており、直近の5号ファンドシリーズでは出資約束金額総額が2,500億円の規模まで成長しております。

また、日本と世界の産業へ貢献できる領域を広げるため、PE以外への投資対象の拡大も進めてきました。新たなアセットクラスとして、2024年11月より不動産投資事業を開始し、2025年3月よりグローバルテック・グロース投資事業を開始致しましたが、多数のアセットクラスのアセット運用事業を展開する上では、各アセットクラスへの最適な資金配分や、アセットクラス間で利益相反の恐れのある取引の調整等を担うグループ全体の経営管理機能及び組織体制の構築が不可欠と考え、2026年10月1日を効力発生日として、グループ統括会社体制へ移行することと致しました。

2. 本吸収分割の日程

2026年2月10日	本吸収分割契約承認取締役会
2026年2月10日	吸収分割契約①締結日
2026年2月10日	吸収分割契約②締結日
2026年3月24日(予定)	吸収分割契約①承認株主総会(当社)
2026年10月1日(予定)	本吸収分割効力発生日

(注)当社においては、本吸収分割のうち、吸収分割②は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、吸収分割契約②に関する株主総会の承認を得ることなく行います。また、分割準備会社①及び分割準備会社②においては、本吸収分割は、いずれも会社法第796条第1項に規定される略式分割に該当するため、本吸収分割契約に関する株主総会の承認を得ることなく行います。

3. 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割に際する当社の資本金の増減はありません。

4. 分割する事業の内容

吸収分割①：PE投資ファンドと共同して行うプリンシパル投資事業及びこれに主として付随し又は関連する事業

吸収分割②：PE投資ファンドの運用事業及びこれに主として付随し又は関連する事業

5. 定款の一部変更

グループ統括会社体制への移行に伴い、2026年10月1日（予定）付で当社の商号及び事業目的を変更するものであります。

定款変更の内容

(下線：変更部分)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>インテグラル株式会社</u>と称し、英文にては、<u>Integral Corporation</u>と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>インテグラル・グループ株式会社</u>と称し、英文にては、<u>Integral Group Corporation</u>と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.~9. (条文の記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、<u>当該会社等の経営管理を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>1.~9. (条文は現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>

6. 翌事業年度の連結業績に与える影響

本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	7,634	6,575	75	6,650	18,188	18,188	△6	32,467
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,318	△1,318	-	△1,318
当 期 純 利 益	-	-	-	-	4,310	4,310	-	4,310
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	37	37	-	-	1	38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	37	37	2,992	2,992	1	3,031
当 期 末 残 高	7,634	6,575	112	6,687	21,181	21,181	△4	35,498

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	532	532	0	32,999
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△1,318
当 期 純 利 益	-	-	-	4,310
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,146	3,146	△0	3,145
当 期 変 動 額 合 計	3,146	3,146	△0	6,177
当 期 末 残 高	3,678	3,678	0	39,177

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- i) その他有価証券（投資事業有限責任組合が保有する有価証券を含む）
市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ii) 子会社株式及び関連会社株式（投資事業有限責任組合が保有する有価証券を含む）
……………移動平均法による原価法
- iii) 投資事業有限責任組合への出資……………組合の貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法
- iv) 匿名組合への出資……………組合の貸借対照表及び損益計算書について持分相当額を純額で計上する方法（損益は売上高に含めて表示）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物並びに、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び建物附属設備	2～9年
工具器具備品	2～10年

② 無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

① 投資助言報酬

投資助言報酬は、当社グループ会社がファンドを運営するにあたり、顧客としての当社グループ会社との契約に従い、原則として、顧客たる当社グループ会社が運営するファンドの存続期間にわたり投資助言サービスを提供し、その投資助言サービスの提供という単一の履行義務を履行すると同時に顧客が便益を受け取ることから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、原則として期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。受領する主な投資助言報酬について、投資助言契約の定めに従い、当社グループ会社が運営するファンドから受領する管理報酬に一定率を乗じて算定される変動対価です。各決算期末日に、取引価格を見直し、不確実性が解消された金額のみを取引価格に含めます。取引の対価は、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 経営支援料

当社グループは、投資実行後、必要に応じ経営支援契約を締結し、投資先企業に当社グループのメンバーを派遣、短期及び中期の経営上、戦略上の施策を推進するために投資先企業を支援しております。経営支援料は、顧客としての投資先企業との契約に従い、契約期間にわたり経営支援サービスを提供することから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、期間の経過とともに履行義務が充足されるという

前提に基づいて認識しております。対価となる報酬額は個々の投資先企業との契約において決定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない株式等の評価に係る見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

営業投資有価証券	3,433百万円
関係会社株式	1,012百万円
その他の関係会社有価証券	18,475百万円
売上原価（有価証券評価損）	－百万円
関係会社株式評価損	0百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 算出方法

当社及び当社が出資する投資事業有限責任組合又は匿名組合が保有する市場価格のない株式等については、期末における実質価額が取得原価に対して著しく（50%程度以上）低下した場合に、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き実質価額まで切り下げ、認識した評価損については売上原価または関係会社株式評価損に計上しております。また、当社が出資する投資事業有限責任組合又は匿名組合が保有する市場価格のない株式等の評価損については、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(1) 資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券の評価基準及び評価方法 iii) 及び iv) に従い、事業年度末日における組合の決算書を基礎とし、当社の持分相当額を売上原価に計上または売上高から控除しております。

当社は、市場価格のない株式等の実質価額について、銘柄の特性を考慮して決定した項目（直近における純資産価額に持分比率を乗じた金額、事業実績及び計画、その他の経営環境等）を総合的に検討し、算定しております。

② 主要な仮定

市場価格のない株式等の評価における主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の成長率、事業計画に含まれる経営改善施策を反映した営業収益や利益水準及び株式上場やトレードセール等の実現可能性であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社が保有する市場価格のない株式等の評価については、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、最善の見積りと判断により決定しております。しかしながら、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画に対する見通しと実績の乖離の影響や経済環境の変化等により、投資の評価に関する見積りの主要な仮定が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

営業投資有価証券（注）	1,442百万円
-------------	----------

（注）投資先の短期借入金及び長期借入金を担保するため、担保に提供しているものです。当該投資先の借入金に対しては、上記に加え、当社及び当社の子会社が無限責任組合員を務めるファンドからも担保を提供しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 金銭債権	2,010百万円
② 金銭債務	0百万円

(3) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務 金銭債務	9百万円
---	------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引によるもの	
売上高	7,190百万円
売上原価	476百万円
② 営業外取引によるもの	
営業外収益	2,204百万円
営業外費用	2百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	936,894株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費	10百万円
資産除去債務	35百万円
未払費用	9百万円
未払事業税等	80百万円
有価証券評価損	30百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	179百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	179百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,692百万円
繰延税金負債合計	△1,692百万円
繰延税金資産の純額	△1,513百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	インテグラル・ パートナーズ 株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼務等	匿名組合からの分配等 (注1)	15,170	その他の関係 会社有価証券	4,827
				営業費用等の 立替(注2)	1,563	立替金	329
				立替金の回収	1,539		
子会社	インテグラル・ リアルエステート1号投資事業 有限責任組合	所有 直接 67.6% 間接 1.2%	当社が有限責任組 合員である組合	出資の履行 (注5)	7,561	その他の関係 会社有価証券	7,325
子会社	Innovation Partners Alpha Limited	所有 直接 100.0%	—	配当金の受領	2,000	—	—
子会社	Initiative Partners Delta IV Ltd.	所有 直接 100.0%	—	投資助言 (注3)	383	売掛金	—
				売掛金の回収	623		
子会社	Initiative Partners Delta V Ltd.	所有 直接 100.0%	—	投資助言 (注3)	728	売掛金	200
				売掛金の回収	528		
子会社	Infinity Partners Gamma V Ltd.	所有 直接 100.0%	—	投資助言 (注3)	581	売掛金	581
				立替金の回収	598	立替金	—
子会社	インテグラル・ ブランズ 株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼務等	借入の実行	1,500	借入金	—
				借入の返済	1,500		
				支払利息 (注4)	2	未払費用	—
子会社	Ice1投資事業 有限責任組合	所有 直接 99.2% 間接 0.8%	当社が有限責任組 合員である組合	組合からの 分配(注 5)	629	その他の関係 会社有価証券	2
子会社	Ring1投資事業 有限責任組合	所有 直接 99.5% 間接 0.5%	当社が有限責任組 合員である組合	出資の履行 (注5)	509	その他の関係 会社有価証券	495
子会社	Atago1投資事 業有限責任組合	所有 直接 99.7% 間接 0.3%	当社が有限責任組 合員である組合	出資の履行 (注5)	1,139	その他の関係 会社有価証券	1,121
子会社	Innovation GlobalTech Partners Alpha LP	所有 直接 100.0%	当社が有限責任組 合員である組合	出資の履行 (注5)	619	その他の関係 会社有価証券	589

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 匿名組合契約に基づく取引であります。

(注2) 出向者の人件費及び経費の実費相当額を、当社が立て替えたものであります。

(注3) 投資助言報酬については、投資助言の対価としての妥当性を勘案し、協議のうえ契約により決定しております。

(注4) 市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保の提供又は受入はございません。

(注5) 投資事業有限責任組合契約に基づく取引であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 ・役員	山本 礼二郎	被所有 直接 28.6%	当社代表取締役	経費立替(注)	11	未払金	1
				立替精算(注)	11		
主要株主	佐山 展生	被所有 直接 23.9%	当社パートナー	経費立替(注)	13	未払金	2
				立替精算(注)	12		
役員	水谷 謙作	被所有 直接 7.9%	当社取締役	経費立替(注)	27	未払金	2
				立替精算(注)	29		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 経費の立替は役員が立替え、実際発生額により当社が精算したものであります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,150円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 127円31銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割)

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、当社を吸収分割会社、当社の完全子会社2社をそれぞれ吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、2件の吸収分割を総称して「本吸収分割」といいます。）を行うこと、並びに本吸収分割に係る吸収分割契約を締結することを決議いたしました。

本吸収分割は、いずれも効力発生日を2026年10月1日（予定）とし、吸収分割Ⅰ（下記ⅰ）については、2026年3月24日開催予定の第20回定時株主総会における吸収分割Ⅰに係る吸収分割契約及び定款変更に関する議案が承認可決されること、吸収分割Ⅱの効力が生ずること並びに所管官公庁の許認可等が得られることを条件として実施する予定です。吸収分割Ⅱ（下記ⅱ）については、吸収分割Ⅰの効力が生ずること及び所管官公庁の許認可等が得られることを条件として実施する予定です。

①会社分割の目的

当社グループは、プライベート・エクイティ（以下「PE」といいます。）投資に加え、不動産投資やグローバルテック・グロース投資など投資対象の拡大を進めております。これら多数のアセットクラスを展開する上で、最適な資金配分や、利益相反取引の調整等を担うグループ全体の経営管理機能及び組織体制の構築が不可欠であると考え、グループ統括会社体制へ移行することを目的としています。

②会社分割の概要

本吸収分割は、以下の2つの吸収分割から構成されており、効力発生日はいずれも2026年10月1日を予定しています。

ⅰ)吸収分割Ⅰ（プリンシパル投資事業の承継）

- ・ 分割の方式：当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社であるインテグラル・グループ株式会社（以下「分割準備会社①」）を吸収分割承継会社とする吸収分割です。
- ・ 承継する事業の内容：PE投資ファンドと共同して行うプリンシパル投資事業及びこれに主として付随し又は関連する事業です。
- ・ 株式の割当て：本吸収分割に際し、分割準備会社①は当社に対し、普通株式97万株を割当て交付します。
- ・ 承継会社の商号変更：分割準備会社①は、効力発生日付で「インテグラルホールディングス株式会社」に商号変更する予定です。

ⅱ)吸収分割Ⅱ（PEファンド運用事業の承継）

- ・ 分割の方式：当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社であるインテグラル分割準備株式会社（以下「分割準備会社②」）を吸収分割承継会社とする吸収分割です。なお、吸収分割Ⅱは、当社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ずに行う予定です。

す。

- ・承継する事業の内容：PE投資ファンドの運用事業及びこれに主として付随し又は関連する事業です。
- ・株式の割当て：本吸収分割に際し、分割準備会社②は当社に対し、普通株式980万株を割当て交付します。
- ・承継会社の商号変更：分割準備会社②は、効力発生日付で「インテグラル株式会社」に商号変更する予定です。

③会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

11. その他の注記

該当ありません。